

議第 67 号

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

物価高騰、人件費の賃金上昇等に伴い、それに合わせて施設の利用料金を適正な価格に見直すため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例（平成17年下呂市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表（第13条関係）						別表（第13条関係）					
1 利用料						1 利用料					
施設 区分	利用 区分	単位	利用料金 (円)		摘要	施設 区分	利用 区分	単位	利用料金 (円)		摘要
			上 限	下 限					上 限	下 限	
バン	A	無	1棟 1泊	21,	6,0	バン	A	無	1棟 1泊	15,	6,0
				000	00					000	00
ガ ロ ー	B	無	"	25,	9,0	ガ ロ ー	B	無	"	18,	9,0
				000	00					000	00
ロ グ ハ ウ ス	C	無	"	35,	14,	ロ グ ハ ウ ス	C	無	"	25,	14,
				000	000					000	000
ロ グ ハ ウ ス	無	"	"	29,	11,	ロ グ ハ ウ ス	無	"	"	21,	11,
				000	000					000	000
調理棟の部～施設内出店料の項（略）						調理棟の部～施設内出店料の項（略）					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

物価高騰、人件費の賃金上昇等に伴い、それに合わせて施設の利用料金を適正な価格に見直すため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) バンガローの利用料金の上限を上げるものです。

(別表関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)